大学の授業料について



滋賀大学長 成瀬 龍夫

日本の国立大学の授業料は、昭和50年には36,000円、平成21年には535,800円で、過去30年余りで約15倍にもなっている。その間の物価指数の2倍と比べても上昇率は異常に高い。他方わが国の高等教育における家計負担の割合は51.4%と、OECD諸国の中でもきわめて大きい。しかし、国民の平均年収の水準は年々低下しており、家庭の収入格差が大学への進学格差につながる状況が顕著となりつつある。教育の家計負担の重さが、日本の少子化の原因の1つと指摘するむきもある。日本の大学の授業料は、国際的にも高すぎるといって過言ではないであろう。

こうしたことから、本学も加盟している国立大学協会 (国大協)は、このたび「家計や経済の状況によって能力や意欲がある学生の進学機会を奪うことのない教育安心社会を目指す」という立場から、国からの補助金である運営費交付金の拡充を大前提に授業料・入学料標準額を減額するとともに、国による減免措置を拡大するよう要請することとなった。

国立大学の授業料は、教育の機会均等を確保するという観点から、授業料標準額の上限(20%)の範囲内で、学部・分野別の差を設けることなく金額を設定しているが、その考え方に関しては、授業料の性格、私立大学との比較などさまざまな論議があるので、少し触れておきたい。

まず授業料とは何か。大学が提供する教育サービス に対する対価であると定義することは誰も異議ないよ うに思われるかもしれないが、では、教職員人件費や施設設備など教育に要するすべての費用の対価であるかとなると、そうはいかない。そこで問題となってくるのはいわゆる「受益者負担」をめぐる理解である。私学などは、「大学経営に必要な経費をまかなう主要な財源」という受益者負担主義の理解にたっていると思われるが、国立大学の場合は教育の公共的性格と機会均等の理念を重視しており、従来から受益者負担論を否定し、国大協はかつて大学授業料を「営造物使用料」と規定したこともあった。このように、国立大学と私立大学では授業料の位置づけが基本的に異なっており、その結果が両者の授業料水準の違いや大学収入に占める授業料および国からの補助金の割合の違いとなっている。

しかしながら、周知のように、日本の大学は、学部レベルでは学生数の7割が私学という諸外国には存在しない私学依存の実態がある。そのために、国立大学だけがもっぱら教育の公共的性格と機会均等を確保しているというわけにはいかない。そこで望まれるのは、高等教育に対する公的財政支出の水準を大幅に高めることである。国内総生産(GDP)に対する公財政支出(高等教育費)の割合は、OECD各国平均1%に対して日本は0.5%にすぎない。できるだけ早期にOECD並に公的財政支出の水準を上げよという日本の全大学関係者の共通した要望に、ぜひ積極的なご理解をお願いしたい。